

横浜SSJニュース

第8号

2009年12月31日発行

発行：横浜SSJ
(特定非営利活動法人 横浜市精神障がい者就労支援事業会)
〒240-0023 神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩井町53
TEL 045-711-8823 FAX 045-710-8481
発行責任者：理事長 菊地 綾子
編集：横浜SSJニュース編集委員会
印刷：ワークショップメンバーズ

法人設立3年目を迎えて

NPO法人横浜SSJは'07年5月に設立総会を開催し、同年9月に県の認証を受け新しい歩みを初めて2年を過ぎました。障害者自立支援法の施行とほぼ重なり合っの歩みです。NPO法人市精連から受け継いだ援助付雇用の事業所5箇所と障害者自立支援法の多機能型事業所1箇所を守り育てることで終始した観があります。

この間に、リーマンショックから派生した大不況と政権交代という大きな世の中のでありがありました。負の影響を受けやすい、もっとも弱い立場にある障がいを持つ人々への支援という事業は真っ先に世の荒波をかぶって揺れ動かざるを得なかったように思います。

曰く、就労先が無くなった。曰く、内職仕事が減ってしまった。曰く、委託料が減額された。曰く、売店や駐車場の売り上げが下がってしまった。等々……にもかかわらずメンバー、従業員、スタッフがめげずに頑張ってくれて何とかこの苦境の中で3年目を迎えた今、ずいぶん運営が安定してきたと感じております。横浜市の移行支援費を使い果たし、実質的に赤字運営であったジョブアシスト横浜（就労移行支援事業）がようやく軌道に乗り、ワークショップメンバーズ（就労継続支援事業B型）と合わせて多機能型事業所として、活動内容も予算的にも安定してきました。という矢先に政権交代で民主党のマニフェストで障害者自立支援法廃止、

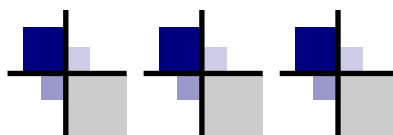
障害者総合福祉法への転換という方針が打ち出されました。「多分、悪いようにはしないだろう」という予測があるものの、またまた施策の変更ではメンバーもスタッフも不安な気持ちがぬぐえません。勿論、前向きに捉えて障害者自立支援法で問題視されていた「応益負担」「報酬日払制」「実情にそぐわない障害程度区分」の廃止や、支援の目的である「就労」が果たされると通所出来なくなり施設側の収入が減ってしまうという仕組みの見直し等を国・県・市に働きかけるチャンスであることは言うまでもありません。

この2年の横浜SSJの動きの中で、際立っているのは従業員やメンバーの意欲の高まりです。スタッフの支援や関係機関の利用も合わせて、世をあげての就職難の中で様々な分野への就労を実現する人が続いていることは喜びに耐えません。当会も昨年春から財団法人横浜市緑の協会さんのご協力ですべての委託を受け、8名の働く場をふやすことが出来ました。第1号職場適応援助者（ジョブコーチ）を養成し、就労後の職場定着も実績が上がってまいりました。これまで手がつかなかった老人ホームでの就労などで精神障がい者が出来る仕事が増えてきています。また、トライを受託して受講生延べ35名の方の半数以上が就労を果たし、あるいは適切な就労系の施設につなげたり出来ています。また当事者（従業員）の中からスタッフになった人が3名おり、自身の病気の経験を生かして従業員への支援に良い役割を果たしてくれています。

NPO法人横浜SSJの大事な事業に位置づけられている「調査研究及び研修事業」については事務局体制がまだ整わず（5名の事務局構成員がそれぞれ超多忙）、あまり実績が上げられませんでした。横浜市だけでなく広く日本中に当会の実績を発信してゆきたいと願っていますので、従業員・メンバーの活動や働きを伝えるシンポジウム開催や報告集の発行などを手がけていきたいと思えます。また、支援する精神障がいの分野も「うつ病回復者の職場復帰」「発達障がい」や「高次脳機能障がい」など幅が広がってきています。少ないスタッフで何もかもというわけには行きませんが、研修や勉強をするチャンスを設けて出来るだけ多くの方たちに支援の幅を広げられればと考えております。

NPO法人横浜SSJ、立ち上げ3年目を迎え、市精連から受け継いだ大切な財産を守るだけでなく、そろそろ前に向かって当会ならではの事業展開をしていく時期にさしかかっているのかなと感じています。その為には、企業や就労支援センター、生活支援センター・地域活動支援センターや医療機関等と積極的につながりを持ちながら質・量ともに充実した就労支援・生活支援が出来るような知恵と力を頂ければと考えます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

横浜SSJ理事長 菊地 綾子



よこはまの就労支援関連の動き

新米就労支援員の思うこと ～就労支援の現場から～



1. はじめに

今年4月よりジョブアシスト横浜の就労支援員を兼務することになりました。未だに初体験の連続であり、利用者の「働きたい！」気持ちを「仕事」に繋げていく裏づけとなるノウハウや専門知識は先輩方に教えて頂き、研修から知識を得ながらという日々が今も続いています。唯一私の糧として拠り所に出来るのは、高校から始めたアルバイトが就労経験の原点とするならば、20年間強（年齢がばれてしまう！）の様々な職業体験とそこで得た経験のみです。そうした心もとない状況の中で、JAYやWSMの利用者と一緒に「働くということ」を考えてきた8ヶ月でした。

ただ、最近よく思うのは私の仕事は「働きたい」思いを持つ利用者の2つの力の立会人なのかもしれないということです。

2. 持っている力に出会う力

就労支援員としての大事な役割の1つに、

実習に同行し作業を通してご自身のできることを見つけていく支援があります。ありがたいことに当団体には斎場の清掃業務や公園での受付業務といった実習の場があり、また、場合によっては企業にお願いして一般企業の中で実習を行わせて頂いています。ほとんどの方はご自身なりの「苦手な仕事」のイメージをお持ちですし、残念ながら、なかなか仕事に携わる機会を得られずに、いったいどのようなことが出来るのか不安いっぱい実習を開始されます。しかし、例えば箒の持ち方を説明することから始めた方であっても、数ヶ月後にはめきめきと上達され「出来ること」を見つけていくばかりです。一方で、実習に入ったからこそ苦手なことを確認でき、目指すべき道を再確認する方もいます。また、実習で得られるのは携わった作業を行う技術だけではなく、最も基本的な身だしなみや挨拶は大前提で、職員や従業員とのコミュニケーション、人の中での動き方など、働く上で必要なことをトータルに

身に付けて行かれるのです。人のことは見えてもご自身のことはなかなか見えにくいものです。

そうした時に「ご自身の持つ力」を確認できるよう、その力の立会人として見えるようにしていくことが私の役割かなと実感しているところです。実際、私自身も出来るだけ人と関わらず仕事をしたいと思うことがある孤独好きな性格です。そんな私が、日々利用者と接し、関係機関に電話し、実習先企業と折衝しているのですから、苦手だと思っていたことを仕事にしている自分に驚いているのです！

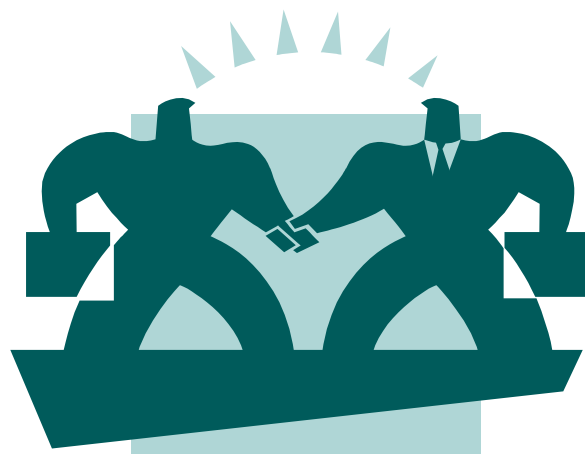
3. 仕事に出会う力

世は不況です。一般の有効求人倍率も0.5を切っているのですから、現状での就職活動は厳しいとあえてお伝えする必要もないでしょう。そうした状況ですが、私は皆さんの「仕事に出会う力」に驚いています。ここ数ヶ月、就職活動中の方々に動きが見られます。ご自身で見つけた一般求人理解ある担当者に出会い挑戦中の方がいます。根気強く求人を当たって、ハローワーク求人から採用に繋がった方がいます。雇用に向けて実習に入った方もいます。実習で清掃の仕事に遣り甲斐を見出し、事業所勤務に挑戦した方もいます。また、良い求人に出会えるようハローワークに通い、ご自身に合いそうな求人を見せて下さる方がいます。そうしたご自身の「働きたい」気持ちに基づいた行動がこんな状況下でも着実に就労を引き寄せています。そして、それこそがご自身の力なのだと思うのです。皆さんの中には就労支援員が仕事を開拓し、紹介することから就職活動が始まると思っている方も

いるでしょうし、それも役割の1つではありません。しかし、実際は皆さんの力で自分に合った仕事を見出して就労に結びついていることが多いのです。では、私たち就労支援員の役割は何なのでしょう。それは、そっと背中を押すこと、面接の作戦を立てること、仕事先との調整、利用者の力を共に理解し、実習や良い求人情報を得たらぴったりの方と結びつけるといった側面からのサポートであり、主役はご本人なのです。

日々就労に繋がりそうな情報が事業所には飛び込んできます。そんな時、私の頭にはその時々で様々な方の顔が浮かびます。この方にぴったりかもしれないと決断させて下さるのは、持っている力を見せて下さり、顔を思い起こさせてくれた「利用者の力」なのです。そして、そうした力の立会いをさせて頂いている毎日に遣り甲斐を感じているのです。

ジョブアシスト横浜 就労支援員 虫生 玲



はたらくこと、くらすこと



～ 障害年金の請求 ～

障害年金の受給権利があるのに、受給されていない方はいないでしょうか？ここでは、障害年金の概要について簡単に説明します。

障害年金には、国民年金の障害基礎年金と厚生年金の障害厚生年金があります。障害基礎年金は、すべての国民（年齢や加入状態により制限あり）を対象とした基礎となる年金で、会社などに勤める者については、障害厚生年金が上乗せされ2階建てとなる仕組みです。障害年金の請求には、初診日とその時点での保険料納付状況、障害認定日などが重要となってきます。しかし、だれも最初に診断を受けた時点で、障がいが残るとは考えません。特に、精神障がいでは20歳後に初診があると、納付要件を満たさず請求できない場合が多いと思われる。ここに精神障がいでの障害年金受給の難しさがあります。納付要件を満たさないが、20歳前に初診の可能性はないか？あるとすれば、納付要件は必要ないかもしれません。長引く頭痛や、不眠、神経症等で、内科に受診したことはないだろうか？など、本当の初診日を特定させることが、受給につなげるため必要です。

国民年金のみの加入で、20歳後に初診がある時の納付要件は、初診日の前々月までの一年間、保険料の滞納がないこと、初診日の前日に、初診月の前月までの国民年金に加入すべき期間のうち滞納期間が3分の1以下、のどちらかがクリアしていればOKです。保険料免除が認められている場合でも、滞納ではないので受けられます。障害認定日とは、障害認定の結果、障害等級に当たる場合は、その日が障害年金の受給権取得日となります。

1. 障害の原因となる傷病について最初に医師の診察を受けた日（初診日）から1年6カ月経った日。
2. 1. の日までの傷病が治った（障害、症状が固定した）日

ただし、20歳前の傷病による障害年金は、20歳の誕生日の前日が障害認定日です。

障害等級に当たる状態となれば、なるべく早く請求（裁定請求）します。障害年金は、5年まで遡及（さかのぼって請求）できます。請求には、次のようなものが必要です。①初診日から一年半後の（障害認定日）から3カ月以内の障害状態の年金用診断書。②今現在の障害状態の診断書。①の診断書がとれない場合は、遡及できません。今後の分の請求となります。診断書の初診日が、診療録によって確認できない場合は、初診証明書かそれに代わる挙証資料が必要です。請求書の提出先は、国民年金の場合は、区市町村の国民年金窓口、厚生年金の加入者であった場合は、最後の会社を管轄する社会保険事務所となります。



自立支援医療（精神通院医療）の申請手続きが変わります

平成22年4月認定分の申請から、診断書の提出が2年に1回になります。自立支援医療（精神通院医療）を利用中で、精神障害者保健福祉手帳を持っている場合、手帳と自立支援医療（精神通院医療）を同時申請することで、医療用診断書が不要となります。受給者証の有効期間は、これまでどおり1年間なので毎年の更新申請は行う必要があります。

自立支援医療受給者証と精神障害者保健福祉手帳の有効期間終了日が異なるため、同時申請できない場合、自立支援医療の有効期間を短くして、手帳の有効期間終了日に合わせることができます。更新の手続きは、有効期間終了日の3カ月前からできます。お住まいの区市町村窓口で、手続きを行ってください。

久保山事業所 ～新人従業員を迎えて～

平成21年の一年間に、8名の新人従業員を久保山事業所に迎え入れることになりました。

今回、5名の新人従業員のみならず、久保山事業所に採用になり、どんな感想をもったか、文章にしてみました。それぞれの仕事に対する初々しい素直な気持ちをよせてくれています。

私も採用が決まり、最初こんな風に初々しい気持ちだったなーと改めて思い出しました。採用から11年選手になってしまった自分にとって、忘れがちな大事な気持ちや目標です。

仕事を目指す人にとっても、これから、就労をイメージしている人にとっても大事だと思います。

久保山事業所 佐藤 光弘

充実した日々

私は、平成21年4月、久保山事業所に採用されました。初めは、勤務時間が長く感じられ、時計を見ては、「あ、まだこんな時間だ」などと思ったものでした。それが、勤務を重ねるにつれ、「あ、もうこんな時間！ さあ、あとひと頑張り」などと勤務があつという間に過ぎていく感覚を覚えるようになりました。日々の生活リズムが出来、お給料も最低賃金は保証されていて、仕事をしている！ 社会人なんだ！ という自負心が生まれ、障がい者という負い目が軽減された思いから、充実した日々を送ることが出来るようになりました。職員さん、先輩・同僚・後輩にも恵まれ、勤務日が楽しみになってきた今日この頃です。今後とも、久保山事業所の一従業員として、「焦らず 正確に」をモットーに、頑張っていきたいと思っています。

天沼 仁志

一步一步

このたび、久保山事業所で働くことになりました。よろしくお願ひします。久保山では半年間にわたって実習をさせて頂きました。実習で経験できた様々なことは、従業員として働く上で大きな支えになっています。ただ、実習生としての作業と、従業員としての作業は少しずつ違いがあり、その違いを教えて頂くたびに「従業員になったんだ。」という気持ちを新たにしています。また、職員の皆様や先輩の従業員の皆様には大変よくしていただいて大変感謝しています。今後とも同期の4人で共に励まし合いながら頑張っていきたいと思っています。まだまだ経験不足で未熟者の私ですが皆様にはよろしくご鞭撻下さるようお願い申し上げます。これからも一步一步ゆっくりと歩んでいきたいと思っています。

久保山事業所 従業員

私の目標

私が久保山斎場の従業員になれたのは、実習生として仕事をさせてもらえた事と募集のタイミングが合ったことかなあと思っています。もちろん働きたいという強い気持ちはありましたが、積極的にいきいきと働いている従業員の先輩方の姿はとても魅力的でしたので、採用していただいた時はうれしい気持ちでいっぱいでした。

これからの私の目標は、体調管理をしっかりして休まずに通うこと、職場の雰囲気になれて楽しく仕事をする事です。目標に向かってコツコツと努力していけば、一年後の自分はもう少し成長しているかなあと想像しています。

職員の方々や、先輩方にはとても丁寧に仕事を教えていただいています。新人のうちにたくさんの事を経験して、いろいろ吸収していきたいと思います。どうかご指導よろしくお願いします。

Y.U

がんばります！

12月1日より湯茶提供と清掃の従業員となりました者です。

久保山での作業はジョブアシスト横浜から実習生として夏頃からはじめさせていただいていました。実習生と従業員とは大違いで凄く覚えることが多く厳しい面もありますが素敵な先輩の従業員さん達のご示唆やご指摘、コツなどを優しく丁寧に教えていただき日々特訓中です。

なので私の夢は早く一人前の従業員になることです。

中村 貴子

久保山事業所

僕の病気は統合失調症です。調子が悪い時は幻聴や脱力感に襲われることがあります。服薬をしないと暴れたりしたこともあったので、今は服薬カレンダーを活用して管理をしています。入院で知り合った仲間は月に一度注射をしているそうです。

ワークショップメンバーズで所外活動を一通り経験した後、久保山事業所で実習をしました。7月は2日間、8月は6日間、9月は7日間、10月は8日間、11月は7日間働きました。もっと働いてお金を得たいと思い採用面接を受けました。採用決定通知が来たときは嬉しかったです。以前、部屋一杯に無料求人情報誌でうまっていて、どこも採用が決まらなかった時期があったからです。

12月に制服が支給されました。僕は行き帰り制服を着て通勤しています。僕は仕事をしているんだと誇りに思うからです。(実は着替えるのが面倒なだけだけど)

今所属しているジョブアシスト横浜では個別支援計画書をスタッフと作成します。これには仕事の取り組み方や生活などについてのアドバイスが書いているのでたまに読み返すと振り返りができてよいです。

久保山での実習中はスタッフがついてくれたので安心でき、時間も短かったのですが、従業員になるとスタッフではなく、先輩から仕事を教わるようになりました。事業所の仕事は細かくて実習で教わる以外の仕事もあり、疲れしました。1ヵ月12日間という働く日数は決まっていますが、今の僕には良いあんばいです。まだ事業所の仕事は完璧ではありませんが、全力で頑張りたいと思います。

山口 兼弘

ジョブアシスト横浜 OB会開催

ジョブアシスト横浜では開所以来50名以上の方が通所され多くの利用者が自身の希望にあった職場を見つけ、ジョブコーチ等の支援を受けながら日々働いておられます。最も多い就労先はSSJ事業所ですが、公園や斎場、各事業所で業務内容、支援体制等に大きな違いがあります。就労したその後、これまで通っていた地域活動センターや、事業所になかなか顔を出す時間がとれないという話をよく伺います。仲間とのおしゃべりでリフレッシュしたり、日々の悩みを相談することが少なくなってしまう方がきっと多いのだらうと考えました。そこで、就労した人たちが集まって気軽に仕事の悩みを打ち明けられる場、悩んだ時、困った時に使えるアドバイスを互いにしあえる場として、OB会を開催しました。これまで4回のOB会を開催し、女性グループ、少人数グループなど毎回趣向を替え、12月15日の会はゲストスピーカーや事業所スタッフを交えて20名以上の参加をいただきました。最も感じることは、皆さん働くことについて本当に真剣であるということ、考え方の違いがあっても一旦他者の考えを聞き、自身の考えを話すというルールが自然に根付いているグループワークであることをとても素晴らしいと感じました。今後もこういった会を企画し、より多くの方々のリフレッシュの場になればと思います。多くの方の参加をお待ちしております。

ジョブアシスト横浜 松本 和世

12月15日、SSJ開催の第3回OB会に参加させて頂きました

皆さん、就労を継続する為に自身に合った働き方を模索されていること、勤務に合わせてプライベートの自己管理もしていること、課題を見出し、解決のために工夫していることなど真摯に語っておられました。皆さんの話を聞き、こんなに色々と考え、悩み、模索しながら懸命に働いているのだと、とても感動しました。また、職員としての自分自身の仕事への取り組み姿勢を改めて振り返るきっかけとなり、皆さんと同じ様に頑張っていきたいとあらためて思える、とても素晴らしい会でした。

北部事業所 温品 友里恵

編集後記

これを書いているのは12月の後半。この号が出るのは、来年のはじめ頃かと思いますが、早いもので年があけると、SSJの編集委員をはじめて三年目になります。メンバーは、各事業所から一人、それに職員さんを入れて、6人で作っています。

全員がそろうのはめったにないのですが、ぼくと、北部事業所の代表は一回も休まずに参加させてもらっています。



初めの頃はニュースの内容を「あーしよう、こーしよう」と、自分も発言などしていましたが、最近は勉強不足のため、話題もなく、他のメンバーにおくれをとり、これではいけないなあと思いながら新聞や、ニュースなどを見るようにしていますが、気になるのは、年金額が増えるのか、それはいつからなのか、職場の時給は上がるのか、など、不景気だから、しょうがないですねー。

名無しの権兵衛